

岩手県企業局管理規程第2号

企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県企業局長 中 里 裕 美

(企業局組織規程の一部改正)

第1条 企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職の設置) 第5条 [略] 2～5 [略] 6 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。 企画指導監、技術企画指導監、専門幹、技術専門幹、上席技術専門員、主任主査技術専門員、主査技術専門員、主査行政専門員、主任技術専門員、主任行政専門員、主任主事、主任技師、主事、技師、行政専門員 第9条 第5条に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。 運転技士 2 [略]	(職の設置) 第5条 [略] 2～5 [略] 6 前各項に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。 企画指導監、技術企画指導監、専門幹、技術専門幹、上席技術専門員、主任主査技術専門員、主査技術専門員、主査行政専門員、主任技術専門員、主任行政専門員、主任主事、主任技師、主事、技師、<u>技術専門員</u>、行政専門員 第9条 第5条に規定する職のほか、企業局に次に掲げる職を置く。 運転技士、<u>運転専門員</u> 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(企業局被服貸与規程の一部改正)

第2条 企業局被服貸与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
貸与を受けることのできる職員		品 目	員 数	貸与期間（月）			
本庁	[略]						
	<u>運転技士</u>	[略]					
	[略]						
	[略]						
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局公用車運行管理規程の一部改正)

第3条 企業局公用車運行管理規程（昭和44年岩手県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、

それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 運転者 <u>運転技士である職員及び運転技士以外の職員</u> <u>で公用車の運転に従事するものをいう。</u>	それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 運転者 公用車の運転に従事する <u>職員</u> をいう。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。